

周の封建制と井田制

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学文学会 公開日: 2024-09-09 キーワード (Ja): 『春秋左氏伝』, 公田, 儒教, 中国の土地制度 キーワード (En): 作成者: 天野, 元之助 メールアドレス: 所属: 大阪市立大学
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20180221-229

周の封建制と井田制

天野元之助

一 周の封建制

いつたい周の「封建制」は、かの「宗法制度」と密接に結合した軍事的（『異族征服に根拠する』政治組織の一形態をいみしたもので、それはかの中世封建社会の生産力と照応した封建的生産關係をいつたのとは、完全に異なること、そしてこの「宗法制度」は、一種の父系氏族家長制であり、氏族制度の残滓であることを、まず以て一言しておく。

さて周の王畿は、方千里（一五、五二〇町歩、東西五一〇キロ、南北二四〇キロ内外）と称せられ、克殷によつて、その支配が殷の故地におよぶや、魯（曲阜）・衛（濬県）・齊（臨淄）・晋（曲沃）などの要地に、その「親戚を封建して、以て周室に藩屏した」（『左伝』僖公二十四年伝）。そしてこの東西に伸びる带状の支配圈を枢軸として、しだいに南北に勢力を拡大し、そこにも同姓諸侯らを封じたし、異姓諸侯に対しては、世々婚姻關係で結び、またかれらと盟約を結んだ。

『左伝』僖公二十六年伝「昔、周公・大公（齊の大公）股肱周室、夾輔成王。成王勞之而賜之命曰、

世世子孫無相害也。載在盟府、大師職之。」（盟府は、盟約の書を蔵める庫。『国語』4魯語上併看）

とりわけ殷の故地への「封建」に対しては、周王は魯公（伯禽）・康叔に対し、土を授け・民を授け、その政は、「其の宗氏を帥い、其の分族を輯せ、其の類醜を將いしめた」（『左伝』定公四年伝）ところの殷の氏族共同体支配形式を繼承し、疆土（土地の疆理）の制は、周索（法）をもつてした。

（一）で上記『左伝』定公四年の伝にみえる魯公に分与された「殷民六族」、康叔に分与された「殷民七族」、およ

び唐叔に分与された「懷姓九宗」の身分が、一部中国史家の言うように、「奴隸」化したものかについて、私見を述べておく。まずこのうち「懷姓九宗」は、「職官五正」と対句になつており、しかも「九宗・五正」が、『左伝』隱公六年の伝に出て来、これまでの解釈では、貴族・官吏を示すものとしてゐる。また『三代吉金文存』に輯められた図形標識から、殷の遺民氏族の所蔵した鼎・^{タイ}殷・^{ユツ}貞・尊などが見られ（王承詔「關於西周的社会性質問題」『歴史研究』一九五五年第一号）、上記定公四年の伝に、「帥其宗氏輯其分族將其類醜、以法則周公用即命于周」とあつて、氏族内部の自治を認めつつ、周王の命に従わしむとあつて、克殷直後の殷遺民氏族集団に対するこの措置は、奴隸化したものと考えられない。――前文後段にも、「啓以商政、疆以周索」とす。また『尙書』周書多方にも、周公が殷の「侯・尹・民」に対して言つた言葉のなかに、「今爾尙宅爾宅、^{なんじ}畋爾田」とあり、宋の蔡沈の集伝も、「今汝殷之諸侯、皆尙得^レ居汝常居、臣民皆尙得^レ畋汝故田」と釈しており、そこでは殷の旧支配者層の支配關係を容認しつつ、この旧支配者層を周室がにぎり、その生殺与奪の大権を保持したものとみられる。これを種族奴隸ないし国家奴隸――古代スパルタのヘロットに同定――と、郭沫若氏は定義づけているが、この言葉は、どこまでも前述の内容をもつものでなければならぬ。

さらに『左伝』定公六年（504 B. C.）の伝に、陪臣で国政を専らにせんとした陽虎が、魯公と三桓と周社に盟い、国人と^{毫社}に盟つたとあり、また閔公二年（622 B. C.）の伝に、成季が生れる前、桓公が^{うらな}トわせたところ、この子は両社（周社と毫社）に間まり、公室の輔と為らんといつたことが出てゐる。これらからして、魯の殷人「の一部」が国人として、国に大事のあるとき、国務の上に関与したことが推定されるのである。

また周の南方発展時には、『詩経』大雅^{スツ}崧高にうたうごとく、周族から分族して、新たに「邑」を造営して（築城――金文にいう「作邑」・「作采」）、そこに遷住させ、土田・土疆の劃定とともに、これに附屬する民をも賦与して、世々宗国を輔

けてこれを衛らしめており、それは正に周族の南方における「武装」植民都市(邑)の建設ともいえる。すなわち分封された君侯は、營築した都邑にその一族らとともに集住し、さらに要地に「分支」を遷し、「邑別」して居つたものである。

また『詩経』魯頌閟宮の詩に、「王(成王)曰、叔父(周公旦)、建爾元子(伯禽)、俾侯于魯、大啓爾宇、乃命魯公、俾侯于東、錫之山川・土田・附庸(附屬する原住民)」とあり、伯禽を魯侯として宇を啓かしめたというのは、魯の地に邑をつくらし、東方の鎮戍にあたらせたものであり、作邑のことは、また後代の例ではあるが、『左伝』僖公二年の伝に、「諸侯城楚丘而封衛焉」とし、『詩経』鄘風定之方中的詩序は、この事件を説明して、「衛が狄に滅され、東に徙つて河を渡り、漕邑に野処したが、斉の桓公が我狄を攘つて之を封じた。衛の文公は楚丘に徙り、始めて城市を建て、宮室を営んだ」云々としているが、この詩はいわゆる「作邑」設計のことを謳つておる。これより先、衛の懿公が夷狄と榮沢で戦つて敗死し、衛は一たん亡んだとき、宋の桓公はその夫人が衛の女である關係から、衛の難民を迎え、漕邑に仮屋させ、戴公を立てたが、そのときの人民の数は、閔公二年の伝に、「衛之遺民男女七百有卅人、益之以共・滕之民(衛の別邑の民)、為三千人」とあるから、全く以て小さな邑土国家であつた。これは、春秋時のことだが、周初千百にものぼる邑土国家のなかには、かかる小国の存在を考ええよう。

いつぼう周初、武王の討殷の形勢が物語ることく、西土の「友邦の家君」や「庸・蜀・羌・髳・微・盧・彭・濮の人」夷人団(『尚書』周書牧誓)の助けをかりて成功し、そこに周王朝の成立をみたわけで、いわゆる周を盟主とする部族連盟から統一国家への過程において成立した意味から、私はこれを「原始国家」とみるのであるが、古昔にみられる諸邦国邑土国家は、なお祭祀的血族集団として、邑土を中心に成立したもので、『左伝』昭公十五年の伝に、「諸侯の封ぜられるや、皆明器を王室より受け、以て其の社稷を鎮撫する」とあるが、周室の宗彝(宗廟の彝器)が班ち授けられたことは、いわゆる周の宗主権を諸侯に確認せしめたものであり、また朝見・歳貢・出征等の義務を負わしめたものと言えよう。

これについて、貝塚茂樹教授は、「西周後期の金文に出てくる策命の記事と西周後期の詩篇などから考えて見ると、諸侯はまず第一に、周の王が新たに即位した時とか、あるいは一定の時を期して挙行される「王会」と称せられる全国会議に出席して、地方の特産物を貢物として王に献上して、臣下としての忠誠を誓う朝貢の義務をもつていたらしい。」（ここに私は、『礼記』6月令 季冬の月の行事にみられる「乃命大史、次諸侯之列、賦之犧牲、以共皇天上帝社稷之饗」。乃命同姓之邦、共寢廟之芻豢。命宰歷卿大夫至于庶民土田之数、而賦犧牲、以共山林名川之祀」を想い出す。）

「そのほか、王城あるいは国境の防備のための土木事業には、賦役人夫を出したり、平時には王室から派遣された使者、戦時には王国の軍隊が領内を通過するときに、その宿舎・食糧等のあらゆる便宜を供給したり、さらに王命によつて、自分で軍隊を装備して従軍する労役・軍役を奉仕する義務を負っている」と（『孔子』一九五二年、二〇ページ）。氏の言葉には、フューダリズム的色彩が出すぎている感がするが。

これと関連して、郭沫若氏が『奴隸制時代』（一九五四年、一七—一八ページ）で、「井田は、ただ公家の俸田で、これが土地国有制の骨幹である。……公家の授けた方田は、一律みな公田であり、方田外に開墾した土地は、すなわち所謂私田である。……公田は、公家に一定の賦税を給せねばならぬもので、私田は初めには完全に無税であつた」といわれたが、西周時、周から諸侯・卿大夫に授けられた公田に対し、「公家に一定の賦税を給せねばならぬ」との「賦税」の意味を、郭氏から聴いてないが、『十批判書』（一九五四年、四三—四四ページ）では、「納税」という言葉が使われている。しかしそれは賦役人夫・一定量の軍備装置（兵車・士卒）の用意という意味に理解せねばならぬ。この点、気になるので、一言しておく。

この関係は、周室のみならず、諸侯とその卿大夫との関係にもみられ、諸侯がその臣下に田と民とを錫与した事例は、夷王時代のものとされる「不契段」に、不契の軍功をたたえ、臣五家・田十田などを錫うたことからうかがえる。

「不娶毀」——「伯氏曰、不娶、女小子、肇つとむ誨し于戎工（功）、錫に女弓一、矢束、臣五家、田十田、用永くせよ乃事一。」

（『書道全集』第一卷、平凡社版、一八九ページ）

さらに加盟諸部族に対しては、本領安堵の形式をもつて、その權益をみとめ、上記の分封に準じて、周の宗主権を認めしめ、かの周天子の莊重な策命（封爵叙任の命令）の典礼と相まつて、

頌鼎・頌壺・宝盤の銘文に、その儀がうかがわれる。また斉思和教授の「周代錫命礼考」『燕京学報』第三二期、一九四七年をみられたし。

名目上は「溥天之下、莫非王土」。率土之濱、莫非王臣」（『詩經』小雅北山）となつたのである。

なおこの王土・王臣の觀念の基礎には、周王の神授的資格として表現されており、たとえば「大孟鼎」にいう「粤ここに我其適相先王受民受疆土」の語や、『書經』周書梓材にみえる「皇天既付中国民越厥疆土于先王」の句から推定せられるし、また諸侯を封建する際、周の大社の土を分封したという『汲冢周書』5作雒解の「乃建大社于周中、其壇東青土、南赤土、西白土、北驪土、中央疊以黄土。将建諸侯、鑿取其方一面之土、苞以黄土、苴以白茅、以為土封」との文章を想起したい。（『四部叢刊』本による）

そしてそこには、君・臣・民の別が分化してき、周の天子とともに、分封された諸侯、さらに分邑された卿大夫たちは、当時、君子・大人などと称せられ、その官職は身分の上下に応じてそれぞれ割りあてられ、世襲を原則とし（もつとも無糸件の継承ではなく、策命を必要としたが）、身分制が確立し、王侯卿大夫の子弟や士は、射箭・御車・干戈を学び、舞踏（羽籥—文武の舞）・音楽・礼儀を習い（張蔭麟「周代的封建社会」『清華学報』一〇の四、一九三五年）、かくして前代・殷の王族の周辺にあつて政治に参劃した巫祝の層は、周代には王室の助祭人（祝・史）に転落し、その政治的地位は、貴族にとつて代られ、またそれとともに、巫祝層に独占された知識が、かれらの後裔から庠序・学宮（『礼記』文王世子・『周礼』地官司徒）で伝承せられ、貴族層に移行していつたのである。

まことに上層建築たる政治構造にあつては、きわめてフューダリズムのそれと類似し、そのため初期封建制の名で呼ばれて来たが、その下部構造は、フューダリズムとはまったく異なり、別稿のごとく一般的奴隸制とみられる族的編成のもとで、生産力も展開せず、それは後代の専制君主国家の下部構造とは顕著な相違があるのである。

すなわち『尚書』多方にも、「王曰、嗚呼、多士、爾不克勸_レ我命、爾亦則惟不克享。凡民惟曰不享」とあつて、周王は殷の旧支配者層に対し、戦勝者の地位に立つとはいへ、殷の旧支配者は經典の所謂民をいぜん支配したもので、周人はその族的關係を通じて収取していたものである。（中江丑吉『中国古代政治思想』一九五〇年、一六五―七、二四六ページ）

なお周も、また邑土国家と理解する。それは「都市国家」の名でわが国学者の間に用いられているが、周の国家も、各氏族が邑別に集住したもの、即ち氏族制度そのものが同一次元において、同時に都市国家の外形をまとつたものであり、ヨーロッパの古典古代のポリスのごとく、各氏族を超えたより高次の政治的場としての都市国家とはまったく異なっている。そして同姓諸侯の封建も、異姓諸侯のそれも、ともにかかる形態のものであり、周室との關係は、『詩經』大雅板の詩の「大宗維翰」（伝曰、「王者天下之大宗」）・「宗子維城」（箋曰、「王者之嫡子、謂之宗子」）の表現で示されたごとく、血縁的紐帶（宗支關係）にもとづく氏族制のプリンシプルたる宗法制にあとづけられ、異姓の邑土国家に対しては、これまた宗礼的儀式によつて周室の宗主權をみとめさせたものに外ならず。ここでも「国の大事は、祀と戎とにある」といつた祭政未分の国家形態をとどめている。

この点については、侯外廬氏の『中国古代社会史論』（一九五五年）、および増淵竜夫氏の「中国古代社会の発展に関する戦後の体系的把握の試みについて」『現代歴史学の新動向』（一九五三年）を挙げておきたい。

二 周の井田制

つぎに井田制であるが、その最初の唱導者は戦国時代の孟子（372—284 B. C.）で、

周の封建制と井田制

かれが梁の恵王に見えたのは、武王克殷の年から八〇二年目といわれる。

『詩經』小雅大田の詩(西周末の幽王を刺つたものとせらる)に、「雨_ニ我公田_一、遂及_ニ我私_一」とあるを引証して、方一里(六〇〇歩、わが三町三十六間)すなわち九百畝(一五・五二町歩)の正方形の田地を九等分し、その周囲の八区を八家がそれぞれ百畝(一・七二四町歩)を私するとともに、同じく中央の公田百畝を養つたとし(『孟子』⁵滕文公上)、このほか五畝の宅地を八家に分与されていたとする。(1梁恵王上・13尽心上)

ところが、前漢(文・景帝時の人)の韓嬰の『韓詩外伝』⁴(中田有廬、疆場有瓜の解)は、廬舎二畝半を公田百畝のうちに求め、八家の耕田面積をそれぞれ百十畝(私田百畝と公田十畝)と計算したのである。

『穀梁伝』(宣公十五年初税畝)また「井田者九百畝、公田居_レ一。……古者公田為_レ居。井竈葱韭、尽取焉」とあつて、中央の公田に居_レ廬舎から井・灶・菜園まであつたとする。

いつぼう『周礼』地官大司徒では、土地を地味に従つて、三等にわちち、上地(不易之地)は家ごとに百畝、中地(一易之地_一一年休閒地)は二百畝、下地(再易之地)は三百畝とし、中地・下地は一年または二年休閒して、毎年百畝ずつ耕作するをえしめるとある。

それが『周礼』地官遂人の条では、廬(宅地)のほか、上地は田百畝のほか菜(休閒地)五十畝(三分の二耕作、三分の一休耕)、中地は菜百畝、下地は菜二百畝を加えており、

これで見ると、『周礼』では、一夫の地は方形とは限らず、広狭不同のものであつたと察せられる。

また『周礼』地官小司徒では、七人の家(可_レ任也者家三人)には上地、六人の家(可_レ任也者二家五人)には中地、五人の家(可_レ任也者家一人)には下地をあたえるとしている。

かつまた此の条では、「九夫為_レ井、四井為_レ邑」云々とあつて(九進法と四進法とを併用す)、耕地の区劃は、正方形の九百畝を井字形にわかつたものを、単位とする。

これに對し、遂人では、「十夫有^レ溝、……百夫有^レ洫^{キヨク}、……千夫有^レ澮^ノ」云々とあつて、百畝の田が十コ一直線に並列した外側に、水道をめぐらす形態を示し、しかも兩者とも、公田・私田の別が無い。

かくて『韓詩外伝』・『周礼』の出現後、井田制の説法は、ますます精密となり、班固の『漢書』食貨志になると、『周礼』の二種のちがつた三等授田法を二種に併合し、

漢志「民受^レ田、上田^ハ夫百畝、中田^ハ夫二百畝、下田^ハ夫三百畝。歲耕種者^ハ為^二不易上田^一、休^二一歲^一者^ハ為^二一易中田^一、休^二二歲^一者^ハ為^二再易下田^一、三歲更耕^レ之、自^{カウ}爰^二其^レ處^一。」

また『韓詩外伝』の「公田十畝、餘二十畝為^レ廬舍」の説をとるとともに、新しく田地の還受(年二十受田、年六十還田)の法を加えた。

さらに後漢の何休の『公羊解詁』(宣公十五年)は、『周礼』の説を採らず、一律百畝としたが、「三年換土易居」(土の字、通用本は「主」とするも、阮元に従つて「土」と改む)という調節法をもつてした。

何休註「司空謹別田之高下善惡、分為三品。上田一歲一墾、中田二歲一墾、下田三歲一墾。肥饒不得^レ独樂、墮墾不得^レ独苦、故三年一換主(土)易居、財均力平。」

また『春秋井田記』なる書が、『後漢書』76循吏伝劉寵伝の李賢の註に、応劭の『風俗通』より引かれているが、班固、何休の拠りどころとしたものの一つとみられ、これら三書では、土地の私有権・相続権を否認するとともに、庶民の受田の権利・生産の義務を認めるにいたつた。(胡適等『井田制度有無之研究』一九三〇年)

かくのごとく井田説そのものが、發展してきている。ところで、大田の詩において、一井九百畝すなわちわが十五町歩あまりの地積のなかで、「雨我公田、遂及我私」と願うがごときは、敦朴な古代人の詩としては考えられない。この詩にうたう公田は、私田と離れたところに、別に一区域をなして存在したと解さねばならぬ。また噫嘻の詩に「率^{この}時農夫、播^二厥^一百穀」。駿^二發^一爾私(租?)、終三十里」とあり、三十里相連なる耕地に、農夫を率いて百穀を播かせたもので、

「私」を以て私田と積するむきも多いが、私は耜のあやまりとみ、これをもつて公田経営の状況をうたつたものと、理解したい。

なお周代金文や春秋時の伝・記に、田は一田・二田・五田・七田・十田・五十田・六十田・一百田といった数値がみえ、畝には百畝・千畝・十萬・七十萬・一百万という数値があり、かの孟子のいう一井九百畝の計算法がみえないのも、一考に値する。

また『周礼』に説くとき溝洫之制は、鉄器利用に先だつ西周時代の不完全な道具と低度の土木技術とをもつて、多大の集合労働力を動員して、広汎に整然たる井田溝洫が実現したものと考えるべきでない。さればいわゆる周の井田制なるものは、孟子の説話が漢代にいたつて更に補添され完整した儒家の政治理想の産物だと、私は見ている。

しかし私は、井田の史実が、全然架空のものというのではない。井田のことは、『国語』6齊語に、管仲の語として、「陸阜陵瑾、井田疇均しければ、則ち民は憾みず」とし、『管子』12侈靡篇に、「井田之数を断ちて方にし、甸の衆に乘馬す」とあつて、

この章句の意味については、唐の房玄齡注（実は尹知章の注）は、「謂分人之地、毎断定其方、而立之田数、屋三爲井也」。「毎二甸之衆、數賦三長轂一乘、馬四匹、謂之乘・馬。十六井曰丘、四丘爲甸」とし、わが安井衡『管子纂詁』は、「方里而井、是毎井断而方之也」と前段を釈し、後段は尹注をそのまま借用している。ここでは、「井田（方一里）は、断ちて之を方田にす、一甸（方六十四里）の衆には、長轂の車一乗と馬四匹とを賦す」との菊池晩香の解にしたがつておく。（『漢籍国字解全書』管子上）

齊に井田の存したことが考えられる。しかし『国語』のそれは、管仲が井田の経界を均しくせんと希望を表明し、そこには公田も無ければ、助法もないことは、此の文の上に「地を相て征を衰にすれば、則ち民は移らず」とあることから知られ、『管子』のそれも、井田の経界に関し、それが軍賦の賦課にある。

また『国語』5魯語下に、魯の季康子が田を以て賦せんと欲し、孔子の弟子冉有（當時季氏の宰）をして孔子を訪わしめたとところ、孔子は「先王の土を制するや、田を籍するには、力を以てして、其の遠邇を砥にし、……力に任ずるには、夫を以てして、其の老幼を議す。……其の歳の収は、田一井に稷禾・秉芻・缶米を出さしむ」とある。ここでは、「籍田以力」とて、公田の助法をおもわせるものがあるが、それだと「砥其遠邇」が利かない。それで加藤繁博士は、「顧ふに租税は地の遠きに随つて重く、力役は地の近きに随つて重く、軽重相殺して、其平を得しめるといふ意味であろう」と説かる。（『支那經濟史考証』上、五九一ページ）

この「砥其遠邇」の解釈について、林泰輔博士も、「遠近を平にすとは、近郊の者は十分の一の税を納めて、別に徭役に服し、遠郊は二十分の三を納めて、徭役を省く」云々とせらる。（『国訳漢文大成』国語）

ところで、そのあとに「其歳収、田一井出稷禾・秉芻・缶米」とあつて、軍旅の歳には、一井につき二四〇斛Ⅱ九六〇〇斤の禾、二四〇斤の芻秉、十六斗の釜米を出さしむとあつて（注遠孫『国語発正』5）、一井は井字形の経界に相違なく、そこから軍賦が徴せられている。したがつてここに助法がおこなわれたとは考えられないが、一井九田が軍賦征收の単位として述べられている。

また『左伝』襄公二十五年の伝に、楚の蔣掩イエンが司馬となり、「土田を書す」の条に、「山林を度り、藪沢を鳩め、京陵を辨わかち、淳鹵を表し、疆潦を数え、偃豬を規り、原防を町し、隰臯を牧にし、衍沃を井にし、入を量つて賦を修め、車を賦し馬を籍し、車兵・徒卒・甲楯の数を賦す」とあつて、「井衍沃」（平美之地を井にす）の意は、軍賦わりあての標準として、井字形の経界をおこなうので、井田が経界だけにとどまるか、公田をふくむか、その点不明である。

また『司馬法』に、「六尺為レ歩、歩百為レ晦、晦百為レ夫、夫三為屋、屋三為井、井十為通。通為二匹馬・三十家士一人・徒二人」（『周礼』地官小司徒の鄭玄注）とあるのも、単なる区劃であつて、助法とは没交渉のものである。周初（？）の青銅器「賢兕觥」に、「唯九月初吉庚午、公叔初見事于衛、賢從。公命レ史晦（たもろ）賢百晦（に）」とあり、公叔は衛の康叔とみ

られ、百畝一塊の地のあたえられたことを示す。

そのほか、周初(?)の召卣に「王自_レ殷使_レ賞_三畢土方五十里_一」(陝西の長安・咸陽二県の西北・畢公高の封地)や、昭王時の「段簋」の「王在_レ畢烝。……念_三畢仲孫子_一、令_三襲仲_一遺_三大則于段_一」(二十五成を則という、即ち方五十里)とあるの

を、郭沫若氏はとりあげている。(『十批判書』一九五四年、三〇一―三二一ページ)

そして周の地は、のち秦の占めるところとなり、『漢書』24食貨志に「秦の孝公、商君を用うるに及び、井田を壊ち、仟佰を開く」とみえ、「井田」なるものが、少なくとも周・齊・魯・楚に存在したことを物語っている。しかしそれは、『孟子』のいうごとき助法のおこなわれた井田ではなく、たんなる経界―為政者が国を治めるためにとる耕地の経界区劃に過ぎなかつたものと理解する。

『左伝』昭公七年の伝に、「天子は略_{さかい}を経_{おさめ}し、諸侯が封_{ほう}を正すは、古の制なり」(杜預の注に、経略は「天下を経営し、五海を略有す」とある。正封は、封疆を定め正す)とあり、定公四年の伝には、衛の康叔に対し、「土略を封_{シン}彫_シすること、武父_ホ(衛の北界)より以南、圃田の北境に及ぶ」とあり、かの「散氏盤」の銘は、一々その境界を明示している。そしてこの封疆内の土田、そこには新開耕地を含めて、一定の生産力の発展に照応して、集団耕作より個別経営に推転するとき、阡陌による耕地の劃分が必須となる。『呂氏春秋』1孟春紀Ⅱ『礼記』6月令に、「封疆を修め、審_{つまびらか}に徑術_{スイ}を端_{ただ}す」とある為政者の孟春の行事こそ、当時の個別経営に転じた境界確定を示し、阡陌による井字形農田を平沃地において、われわれは想定しうるのである。

これを要するに、井田制なるものを、私は土地の経界の仕方(たとえば『周礼』小司徒は、その適例)として理解するが、また土地測定の標準としても理解する(たとえば『礼記』王制・『漢書』刑法志の文はその適例)。

孟子のいうような「方里にして井し、井は九百畝にしてその中を公田とし、八家みな百畝を私_{とも}のものとして、同に公田を養う」といつた井田制の支配的存在を考えることは出来ない。